おおい町起業促進支援事業補助金交付要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　２年　４月　１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　告示第　　１４３　　号

改正　令和３年３月２９日告示第７７号

　令和７年３月２８日告示第７５号

　（趣旨）

第１条　おおい町起業促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、おおい町補助金等交付規則（平成１８年おおい町規則第３２号。以下「交付規則」という。）及びおおい町商工観光課所管補助金等交付要綱（平成２０年おおい町告示第３５号。以下「交付要綱」という。）のほか、この要綱で定めるところによる。

　（目的）

第２条　この補助金は、町内での起業に挑戦する町内外の個人や法人を支援し、地域に活力を与え、経済を活性化させることにより、町内事業所数を確保すること及び新規雇用を創出すること並びにＩ・Ｊ・Ｕターン等の契機を創出することを目的とする。

　（定義）

第３条　この要綱において、起業とは、次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、第１号から第４号については、おおい町創業支援施設の小売業・サービス業店舗又は飲食業店舗（創業支援）（以下「創業支援店舗」という。）を利用するものを除く。

（１）　事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始する場合

（２）　事業を営んでいない個人が、新たに会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）に規定する株式会社、合同会社、合名会社若しくは合資会社又は企業組合、協業組合若しくは特定非営利活動法人をいう。以下この条において同じ。）を設立する場合

（３）　事業を営んでいる個人が、現在の事業の全部又は一部を継続して実施しながら、新規分野の事業（日本標準産業分類大分類で異なる事業。以下同じ。）を開始する場合

（４）　会社等で事業を営んでいる個人が、現在の事業の全部又は一部を継続して実施しながら、新規分野の事業を開始する場合

　 （５）　創業支援店舗を利用していた個人又は法人（創業支援店舗の利用を開始するときに設立した法人に限る。）が、創業支援店舗で行っていた事業を創業支援店舗以外の場所で開始する場合

　（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、内において起業を行う者であって、次の要件のすべてを満たすものとする。ただし、町長が特別な理由があると認めたものについては、この限りでない。

　（１）　町内に業務の本拠となる事業所等（本社又は本店）を設置し、又は設置しようとする者

　（２）　市町村税の滞納がないこと。

　（３）　指定申請日より過去５ヶ年以内におおい町商工会主催の創業支援セミナーを修了した者

　（４）　国及び県、その他自治体又はその他の団体等からこの補助金交付の対象となる経費について、補助を受けていない者

　（５）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２１号）第２条に規定する風俗営業に該当しない事業及び公序良俗に反しない事業を営む予定である者

　（６）　指定申請日の属する年度から起算して過去３ヶ年度以内に次の補助金等の交付を受けていないこと。

　　ア　おおい町商工等事業所省エネ化推進事業補助金

　　イ　おおい町Ｉ・Ｊ・Ｕターン等起業促進支援事業補助金

　　ウ　おおい町企業立地助成金

　　エ　おおい町がんばる事業所応援事業補助金

　　オ　おおい町起業促進支援事業補助金

　（７）　事業の実績報告を行う時点において、次に掲げる要件を満たす者

ア　町内において住居を有し、かつ、当該住居に居住している者で、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に規定する住民基本台帳に登録されているもの

　　イ　許認可等を必要とする業種の起業にあっては、既に当該許認可等を受けている

　　　者

ウ　おおい町商工会に加入している者

　（補助対象経費）

第５条　補助対象経費については、別表に定めるとおりとする。ただし、税の性質を有するものは含まないものとする。

　（補助金の額）

第６条　補助金の額は、予算の範囲内で町長が定めた額とし、補助対象経費の３分の２以内で、１件あたり５００万円を限度とする。

２　補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

　（指定の申請）

第７条　補助金の交付の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類をおおい町商工会を経由し、町長に提出しなければならない。

　（１）　おおい町起業促進支援事業補助金交付指定申請書（様式第１号）

（２）　おおい町起業促進支援事業実施計画書（様式第２号）

　（３）　おおい町起業促進支援事業収支予算書（様式第３号）

（４）　事業実施場所位置図

（５）　事業に係る経費の見積書又はカタログ等の写し

（６）　おおい町商工会が主催する創業支援セミナーの修了証の写し（指定申請日より過去５年以内に発行されたものに限る。）

　（７）　同意書（様式第４号）

（８）　納税証明書（指定申請書を提出する時点において町外に居住している方のみ。その市町村発行のもので発行日から３ヶ月以内のものに限る。）

２　前項の書類の提出期限は、町長が別に定める。

　（審査委員会の設置）

第８条　補助対象者、補助事業の内容及び補助金の額を審査するため、おおい町起業促進支援事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会の構成及び運用については、別に定める。

（指定の通知）

第９条　町長は、第７条に規定する書類の提出があったときは、その内容を委員会で審査し、適当と認めたときは補助金の交付の指定をおおい町起業促進支援事業補助金交付指定通知書（様式第５号）により補助対象者に通知するものとする。

（交付の申請）

第１０条　前条による指定通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を町が定める期日までに町長に提出しなければならない。

　（１）　おおい町起業促進支援事業補助金交付申請書（様式第６号）

　（２）　おおい町起業促進支援事業実施計画書（様式第２号）

　（３）　おおい町起業促進支援事業収支予算書（様式第３号）

（４）　事業に係る経費の見積書及びカタログや図面等の写し

（５）　事業実施前の写真（改修等をする場合）

（６）　定款及び登記事項証明書の写し（法人の場合）

　（交付の決定）

第１１条　町長は、第１０条に規定する書類の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、交付要綱第５条の規定により補助金交付決定通知書を補助対象者に通知するものとする。

　（交付の条件）

第１２条　補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

　（１）　町は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金交付事業の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

　（２）　補助事業者は、交付決定を受けた日の属する年度から５期分、各年の事業等の状況を当該決算終了の日から２月以内に、おおい町起業促進支援事業成果報告書（様式第７号）を、おおい町商工会を経由し、町長に提出すること。

　（補助事業の変更等）

第１３条　交付要綱第６条の規定により、補助事業者は、補助事業の変更、中止及び廃止をしようとするときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

２　町長は、前項の申請を承認すべきものと認めたときは、補助事業計画変更承認通知書を補助事業者に通知するものとする。

　（実績報告）

第１４条　補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から３０日を経過した日又は第１１条による交付の決定の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

　（１）　おおい町起業促進支援事業補助金実績報告書（様式第８号）

　（２）　おおい町起業促進支援事業実績書（様式第９号）

　（３）　おおい町起業促進支援事業収支決算書（様式第１０号）

　（４）　事業に係る経費の契約書、請求書及び領収書等の写し

　（５）　事業実施後の写真

　（６）　住民票の写し

（７）　個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人事業の場合）

（８）　営業許可書の写し（許認可を必要とする業種の場合）

（９）　事業実施場所位置図

（１０）　おおい町商工会の会員であることを証するものの写し

　（１１）　第１７条第２項の財産管理台帳の写し

　（補助金の額の確定）

第１５条　町長は、前条の規定による報告書その他の書類の提出があったときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査行い、適当と認めたときは、速やかに補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第１１号）により補助事業者に通知するものとする。

　（補助金の請求及び交付）

第１６条　補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、おおい町起業促進支援事業補助金請求書（様式第１２号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

　（取得財産等の管理）

第１７条　補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増した財産（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って適正に使用しなければならない。

２　補助事業者は、財産について、財産管理台帳（様式第１３号）を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。また、財産について、補助事業により取得したことがわかるよう、ラベル等の標識により「おおい町起業促進支援事業」と見やすい箇所に表示しなければならない。

３　補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数の期間内においては、補助金の交付の目的に反して財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部又は一部を返納した場合はこの限りでない。

４　補助事業者は、前号の期間内において、財産を処分しなければならない事由が生じたときは、あらかじめおおい町起業促進支援事業財産処分承認申請書（様式第１４号）を速やかに町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、天災その他補助事業者の責に帰さない事情等によるやむを得ない場合についてはこの限りでない。

５　町長は、前項の規定に基づき財産の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を町に納付させることができる。

　（交付決定等の取消し）

第１８条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　補助事業者が補助金の交付決定の内容、交付決定に付した条件、第１２条から前条までの規定、交付規則、交付要綱、又は関係法令に違反したとき。

（２）　虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

（３）　町長の承認を受けずに補助事業を変更し、又は補助事業の遂行の見込みがないとき。

（４）　その他町長が不適当と認めたとき。

２　町長は、前項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

　（廃業等する場合の措置）

第１９条　補助事業者は、補助事業の完了した日から５年未満で廃業又は休業を行おうとするとき、事前にその旨を町長に報告しなければならない。その場合、町長は、補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

　（その他）

第２０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

（有効期限）

２　この告示は、令和１２年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金の交付及びおおい町起業促進支援事業成果報告書の提出については、当該交付又は提出がされるまでの間、なおその効力を有する。

　　　附　則（令和３年３月２９日告示第７７号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

　　附　則（令和７年３月２８日告示第７５号）

　この告示は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第４条第３号、第７条第６

　号及び様式第１号の改正規定は令和８年４月１日から、附則第２項の改正規定は公表

　の日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 内　容 |
| 建物等取得費 | 起業にあたり取得する建物、設備、備品等に係る費用（使用目的が本補助事業の遂行に必要と特定できる部分に限る） |
| 修繕費 | 起業にあたり建物、設備等の修繕に係る費用（使用目的が本補助事業の遂行に必要と特定できる部分に限る） |
| 解体費 | 起業にあたり構築物を解体する際に係る費用 |
| 広告宣伝費 | 起業にあたり必要となる広告費、ホームページ作成費 |
| 委託費 | 起業にあたり必要となる登記及び許認可等手続きの業務の一部を第三者に委託する際の費用 |
| その他の経費 | 町長が必要と認める経費（食糧費等の個人消費に係る経費を除く） |

　備考

　　１　補助対象経費は、交付決定日より前に要した経費を除く。ただし、法人にあっては、法人設立に要した経費はその限りでない。なお、補助対象外経費等の詳細は、別に定めるものとする。

　　２　補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

様式第１号（第７条関係）

年　　　月　　　日

　おおい町長　様

　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　 　 　㊞

おおい町起業促進支援事業補助金交付指定申請書

下記のとおり、おおい町起業促進支援事業補助金の交付の指定を受けたいので、おおい町起業促進支援事業補助金交付要綱第７条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

　１　補助事業の計画　　様式第２号のとおり

　２　補助事業に要する経費　：　　　　　　　　　　　円

　３　補助対象経費　：　　　　　　　　　　　円

　４　補助金交付希望額　：　　　　　　　　　　　円

　５　補助事業予定期間　　交付決定日以降　から　　　年　　月　　日　まで

　　　　　　　　　　　　　（ただし法人にあっては、登記手続開始日以降から）

６　添付書類

（１）　おおい町起業促進支援事業実施計画書（様式第２号）

　（２）　おおい町起業促進支援事業収支予算書（様式第３号）

（３）　事業実施場所位置図

（４）　事業に係る経費の見積書又はカタログ等の写し

（５）　おおい町商工会が主催する創業支援セミナーの修了証の写し（指定申請日より過去５ヶ年以内に発行されたものに限る。）

　（６）　同意書（様式第４号）

（経由）商工会確認

（７）　納税証明書（指定申請書を提出する時点において町外に居住

している方のみ。その市町村発行のもので発行日から３ヶ月以内の

ものに限る。）

様式第２号（第７条、第１０条関係）

おおい町起業促進支援事業実施計画書

１　申請者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな）代表者氏名 |  |
| 性別 | □男　　□女 |
| 生年月日・年齢 | 　　　　年　　　月　　　日（　　　歳） |
| 住所 | 〒　　　－ |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ |  |
| Ｅ－ｍａｉｌ |  |
| 本事業以外の事業経営経験 | □事業を経営したことがない。□事業を経営したことがあり、現在もその事業を続けている。┗　事業形態　□個人事業　□会社　□企業組合・協業組合　　　　　　　□特定非営利法人┗　事業内容　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※申請事業と類似事業の場合は、差別化している点を「３事業の概要」に記載してください。□事業を経営していたが、既にその事業をやめている。　　┗　やめた時期　　　年　　月 |
| 職歴（古いものから順に） | 　　　年　　月 |  |
| 　　　年　　月 |  |
| 　　　年　　月 |  |
| 　　　年　　月 |  |
| 　　　年　　月 |  |
| 　　　年　　月 |  |
| 起業の動機・目的 |  |

２　起業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな）法人名（屋号） |  |
| 事業実施場所 | 〒　　　－ |
| 事業形態 | □個人事業　　　　　　　　　　□会社（　　　　　　　　　）□組合（　　　　　　　　　）　□特定非営利活動法人 |
| 主たる業種（特定非営利活動法人の場合は、活動の種類） | （※日本標準産業分類：大－中－小分類名を記載すること） |
| 起業予定年月日 | 　　　　年　　　月　　　日 |
| 資本金・出資金 | 　　　　　　　　　　　千円 |
| 株主・出資者数 | 　　　　　　名 |
| 従業員数 | 役員　　　　名、従業員　　　　名 |
| 事業に要する許認可・免許等（必要な場合のみ記載） | 許認可・免許等名称：取得見込時期： |

３　事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 経営理念・方針 |  |
| 製品・サービス等の概要 |  |
| 製品・サービス等の特徴（新規性・独創性） |  |
| 製品・サービス等の市場性・成長性 |  |
| 事業の実施体制・実現可能性 |  |
| 地域経済への波及効果 |  |
| 販売計画 |  |
| 今後の事業計画 | １年目 |  |
| ２年目 |  |
| ３年目 |  |
| ４年目 |  |
| ５年目 |  |
| 起業後、事業継承に関する今後の計画や展望（※申請者が満６０歳以上の場合のみ記載すること） |  |

４　利益計画（決算期ごと）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １年目（　年　月～　年　月期） | ２年目（　年　月～　年　月期） | ３年目（　年　月～　年　月期） | ４年目（　年　月～　年　月期） | ５年目（　年　月～　年　月期） |
| 売上高 |  |  |  |  |  |
| 仕入・製造原価 |  |  |  |  |  |
| 売上総利益 |  |  |  |  |  |
| 販売費・一般管理費 |  |  |  |  |  |
| 営業利益 |  |  |  |  |  |
| 営業外損益 |  |  |  |  |  |
| 経常利益 |  |  |  |  |  |
| 特別損益 |  |  |  |  |  |
| 税引前利益 |  |  |  |  |  |

５　資金計画（決算期ごと）

（１）必要資金

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １年目（　年　月～　年　月期） | ２年目（　年　月～　年　月期） | ３年目（　年　月～　年　月期） | ４年目（　年　月～　年　月期） | ５年目（　年　月～　年　月期） |
| 設備資金 |  |  |  |  |  |
| 運転資金 |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |

（２）資金調達

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １年目（　年　月～　年　月期） | ２年目（　年　月～　年　月期） | ３年目（　年　月～　年　月期） | ４年目（　年　月～　年　月期） | ５年目（　年　月～　年　月期） |
| 自己資金 |  |  |  |  |  |
| 借入金 |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |

様式第３号（第７条、第１０条関係）

おおい町起業促進支援事業収支予算書

１　収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金　　　額 | 明　　　　細 |
| 町補助金 |  | おおい町起業促進支援事業補助金 |
| 自己資金 |  |  |
| 借入金 |  |  |
|  |  |  |
| 合計 |  |  |

２　支出の部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 費　　　目 | 補助対象経費 | 積算明細等 |
| （消費税込み） | （消費税抜き） |
| 建物等取得費 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 修繕費 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 解体費 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 広告宣伝費 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 委託費 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| その他の経費 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |

※様式第２号の５設備資金及び運転資金の内容の中から補助事業期間中に補助対象経費となるものを記載してください。

※適宜、行を追加してください。

様式第４号（第７条関係）

同　意　書

　おおい町起業促進支援事業補助金交付要綱に定める交付対象者であることを確認するために、町税の滞納の有無について、おおい町長が調査することに同意します。

　おおい町長　様

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第５号（第９条関係）

　おおい町指令商第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　年　　月　　日付けのおおい町起業促進支援事業補助金交付指定申請について次のとおり指定したので、おおい町起業促進支援事業補助金交付要綱第９条の規定により通知する。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　おおい町長　　　　　　㊞

記

　１　指定番号　　　第　　　号

　２　法人名（屋号）

　３　事業実施場所

　４　指定の条件

様式第６号（第１０条関係）

年　　　月　　　日

　おおい町長　様

　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　 　 　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　及び代表者氏名

おおい町起業促進支援事業補助金交付申請書

下記のとおり、おおい町起業促進支援事業補助金の交付を受けたいので、おおい町起業促進支援事業補助金交付要綱第１０条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

　１　補助事業の計画　　　様式第２号のとおり

　２　補助事業に要する経費　：　　　　　　　　　　　円

　３　補助対象経費　：　　　　　　　　　　　円

　４　補助金交付申請額　：　　　　　　　　　　　円

　５　補助事業実施期間　　　　　年　　月　　日　から

　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　まで

　６　添付書類

　（１）　おおい町起業促進支援事業実施計画書（様式第２号）

　（２）　おおい町起業促進支援事業収支予算書（様式第３号）

（３）　事業に係る経費の見積書及びカタログや図面等の写し

（４）　事業実施前の写真（改修等をする場合）

（５）　定款及び登記事項証明書の写し（法人の場合）

様式第７号（第１２条関係）

年　　　月　　　日

　おおい町長　様

　　　　　　　　　　　補助事業者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　 　 　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　及び代表者氏名

おおい町起業促進支援事業成果報告書

　　　　年　　月　　日付けおおい町指令商第　　　号で補助金の交付決定を受けたおおい町起業促進支援事業について、おおい町起業促進支援事業補助金交付要綱第１２条の規定により、下記のとおり事業成果を報告します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 前年決算期の売上高（決算期：　　　　年　　　月） | （Ａ） | 円 |
| ② | 直近決算期の売上高（決算期：　　　　年　　　月） | （Ｂ） | 円 |
| ③ | 売上高の伸び率 | （Ｂ）/（Ａ）×100 | ％ |
| ④ | ②の内、補助事業関連売上高 | （Ｃ） | 円 |
| ⑤ | 割合 | （Ｃ）/（Ｂ）×100 | ％ |
| ⑥ | 直近決算期の経常利益 | （Ｄ） | 円 |
| ⑦ | ⑥の内、補助事業関連経常利益 | （Ｅ） | 円 |
| ⑧ | 割合 | （Ｅ）/（Ｄ）×100 | ％ |

※添付書類

（１）直近決算書

（経由）商工会確認

様式第８号（第１４条関係）

年　　　月　　　日

　おおい町長　様

　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　 　 　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　及び代表者氏名

おおい町起業促進支援事業補助金実績報告書

　　　　年　　月　　日付けおおい町指令商第　　　　　号で補助金の交付決定を受けたおおい町起業促進支援事業を実施したので、おおい町起業促進支援事業補助金交付要綱第１４条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の名称　おおい町起業促進支援事業

２　補助金の交付決定額及びその精算額

　（１）交付決定額：　　　　　　　　　円

　（２）精　算　額：　　　　　　　　　円

３　補助事業の実施期間　　　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日

４　添付書類

　（１）　おおい町起業促進支援事業実績書（様式第９号）

　（２）　おおい町起業促進支援事業収支決算書（様式第１０号）

　（３）　事業に係る経費の契約書、請求書及び領収書等の写し

　（４）　事業実施後の写真

　（５）　住民票の写し

（６）　個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人事業の場合）

（７）　営業許可書の写し（許認可を必要とする業種の場合）

（８）　事業実施場所位置図

（９）　おおい町商工会の会員であることを証するものの写し

（１０）財産管理台帳の写し

様式第９号（第１４条関係）

おおい町起業促進支援事業実績書

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな）法人名（屋号） |  |
| 所在地 | 〒　　　－ |
| 事業形態 | □個人事業　　　　　　　　　　□会社（　　　　　　　　　）□組合（　　　　　　　　　）　□特定非営利活動法人 |
| 主たる業種（特定非営利活動法人の場合は、活動の種類） | （※日本標準産業分類：大－中－小分類名を記載すること） |
| 起業年月日 | 　　　　年　　　月　　　日 |
| 資本金・出資金 | 　　　　　　　　　　　千円 |
| 株主・出資者数 | 　　　　　　名 |
| 従業員数 | 役員　　　　名、従業員　　　　名 |
| 事業に要する許認可・免許等（必要な場合のみ記載） | 許認可・免許等名称：取得時期： |
| 事業の実施内容 |  |
| 事業の経過 |  |
| 事業の実績（売上、製品・サービス、顧客、資金等の状況） |  |
| 事業実施によって取得し、又は効用の増加した財産 | （１）取得価額の単価が５０万円以上のもの（２）取得価額の単価が５０万円未満のもの |
| 次年度以降の計画 |  |

※決算書又は試算表等、事業の実績に関する資料を添付してください。様式第１０号（第１４条関係）

おおい町起業促進支援事業収支決算書

１　収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金　　　額 | 明　　　　細 |
| 町補助金 |  | おおい町起業促進支援事業補助金 |
| 自己資金 |  |  |
| 借入金 |  |  |
|  |  |  |
| 合計 |  |  |

２　支出の部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 費　　　目 | 補助対象経費 | 積算明細等 |
| （消費税込み） | （消費税抜き） |
| 建物等取得費 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 修繕費 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 解体費 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 広告宣伝費 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 委託費 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| その他の経費 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |

※補助対象経費となるものを記載してください。

※適宜、行を追加してください。

様式第１１号（第１５条関係）

　おおい町指令商第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　及び代表者氏名

　　　　　年　　月　　日付けおおい町指令商第　　　号で交付決定をした（　　　　年　　月　　日付けおおい町指令商第　　　号で変更交付決定をした）補助金について次のとおり額を確定したので、おおい町起業促進支援事業補助金交付要綱第１５条の規定により通知する。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　おおい町長　　　　　　㊞

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　円

２　確　定　額　　　　　　　　　　円

様式第１２号（第１６条関係）

令和　　年　　月　　日

　おおい町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　及び代表者氏名

おおい町起業促進支援事業補助金請求書

　　令和　　年　　月　　日付け、おおい町指令商第　　　号で額の確定通知を受けたおおい町起業促進支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 口座種別・番号 | 普通・当座 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義 | フリガナ　　 |
| 　　　　　　　 |

請求金額　　金　　　　　　　　　　　　　円

　　〔振込先〕

　※添付書類　　振込先口座の通帳の写し

様式第１３号（第１７条関係）

財　産　管　理　台　帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産名 | 規格 | 数量 | 単位 | 単価(円) | 金額(円) | 取得年月日 | 保管場所 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

１　おおい町起業促進支援事業により取得し、又は効用の増した財産について記載すること。

２　同一規格で同一単価であるものは一括して記載してよい。

３　取得年月日は、工事が完了した年月日とすること。

様式第１４号（第１７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　おおい町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　及び代表者氏名

おおい町起業促進支援事業財産処分承認申請書

　　　　　年　　月　　日付けおおい商指令第　　　号で補助金交付額の確定通知を受けた標記の補助事業により取得した財産を処分したいので、おおい町起業促進支援事業補助金交付要綱第１７条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

　１　対象財産の品目及び取得年月日

　　（１）品　　　目

　　（２）取得年月日

　　（３）取得価格

　　（４）残存簿価

　２　処分しなければならない理由（具体的かつ詳細に記載すること）

　３　処分の時期　　　　　年　　　月　　　日

　４　処分の方法

　５　処分により得られる収益（見込み）

　６　その他